

# 著作者人格権による所有権の制限と その文化財保護機能

— フランス法を素材として —<sup>1)</sup>

大沼友紀恵\*

- I 序
- II 著作者人格権概論
- III 制定法
- IV 著作者人格権の限界
- V 考察

## I 序

文化財には、有体物としての利益と文化的価値という無形の利益が並存しており、有体物としての利益は所有者に帰属するが、文化的価値は社会に帰属する。このため、文化財に存する文化的価値を守り、社会全体の利益を確保するには、文化財の所有権を制限する必要がある。文化財の所有者は一般に、その所有物を大切に保護すると思われがちであるが、必ずしもそうではないからである。例えば、ビュッフェが装飾した冷蔵庫は、所有者によってバラバラのパネルに分解され、オークションにかけられたし、ディエゴ・リベラの描いた壁画は、所有者のロックフェラーによって破壊された。他にも、文化財が所有者によって破壊された例は枚挙にいとまがない<sup>2)</sup>。

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第11巻第1号2012年3月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了、2010年3月博士（法学）取得

1) 本論文は、博士学位論文「物の文化的利益の確保のための所有権の制限に関する比較法的・立法論的研究 — 約定人役権の再評価の試み —」の一部を加筆修正したものである。

今日、文化的利益の確保という機能を有する所有権の制限——文化財のみを対象とした法制度であると否とを問わない——は、様々な法分野に散在している。そして、組織だった文化的利益の確保は、これらの法的メカニズムと行政手続を巧みに利用することでのみ可能なことは疑いの余地がない。そのためには、前提として、それぞれの制度の特徴および制度間の関係を明らかにすることが必要である。

文化財に関する法は、複数のグループからなる。

1つ目は、文化財保護法、歴史的建造物保護法などの、文化についての特別法である。2つ目は、文化財のみを対象とするわけではない財産についての一般法である。文化財は、他のより一般的なカテゴリにも登場する。文化財は、動産または不動産、有形または無形だからである。後者のカテゴリにおいては、一般法である財産法および知的財産法が特に重要性が高い<sup>3)</sup>。

本論文では、上記の所有権のうち、知的財産法による所有権の制限、具体的には著作者人格権による所有権の制限とその文化財保護機能について、フランス法を素材として検討する<sup>4)</sup>。

## 1 問題の所在

著作者人格権は、一般に、著作者の人格を侵害から守るために認められる権利として認識されており、そこには、著作物の改変などを禁止する同一性保持権が含まれている。同一性保持権は、著作物の改変などを禁止することにより、著作物の所有者の所有権の行使を制限するものである<sup>5)</sup>。著作物には絵画、彫刻、建

---

2) 大沼友紀恵「物の文化的利益の確保のための一般財産法上の所有権の制限の比較法的研究 (1)」一橋法学 9巻3号 296頁 (2010)

3) CORNU (M.), *Le Droit Culturel des Biens*, 1996, p. 17.

4) 文化財保護法による所有権の制限については、大沼友紀恵「物の文化的利益の確保のための所有権の制限の比較法的研究——文化財保護法による制限について」成蹊大学一般研究報告第45巻第5分冊1頁 (2011)、文化的利益の確保のための一般財産法上の所有権の制限については、大沼・前掲注2)、同「物の文化的利益の確保のための一般財産法上の所有権の制限の比較法的研究 ((2・完))」一橋法学 10巻1号 155頁 (2011) をそれぞれ参照。

5) Merryman, *The Refrigerator of Bernard Buffet*, 27 *Hastings L. J.* 1023, 1047 (1976).

造物などの文化財が多く含まれるから、著作物を改変から守ることは、著作者の人格的利益のみならず、人類共通の財産である文化財を保護し、社会の利益を守ることにもつながる<sup>6)</sup>。この世に2つとない文化財の原作品が改変され、または破壊された場合、その復元は不可能もしくは困難な場合が多く、社会に究極的な損失が生じるからである。このような著作者人格権の文化財保護機能は、単なる結果的なものであろうか。

この点につき、カリフォルニア州美術保護法は、立法目的に公共の利益も掲げている。これに対し、わが国の著作権法は、明文で社会的利益の保護を掲げているわけではなく、著作者人格権の文化財保護機能を正面から認めた判例もない。しかし、著作者の死後、著作権保護期間が終了した後においても著作者人格権の保護が認められている（著作権法 60 条）。かかる規定は、著作者の一身専属の人格権の保護のみでは説明がつかない。そこで、この規定の根拠は、公衆の文化的利益の保護に求めることができるとする見解がある<sup>7)</sup>。また、フランスやアメリカ（連邦）の立法においても、著作者の人格的利益の保護という観点からのみでは説明のつかない規定がある。

さらに、インド<sup>8)</sup>では、著作者人格権の文化財保護機能を正面から認めた裁判例もある。デリー高等裁判所が、Amar Nath Sehgal v. Union of India 事件<sup>9)</sup>に

6) 半田正夫『著作権法概説 13 版』116 頁（法学書院、2007）、ジョセフ・L・サックス『「レンブラント」でダーツ遊びとは——文化的遺産と公の権利』63 頁以下（岩波書店、2001）。

7) 松田政行『著作権法コンメンタール 1』半田正夫＝松田政行編 738 頁（頸草書房、2008）。他に、著作者人格権の文化財保護機能を認めるものとして、作花文雄『詳解著作権法』227 頁以下（ぎょうせい、第 3 版、2004）加戸守行『著作権法逐条講義』170 頁（著作権情報センター、3 訂新版、2000）、小泉直樹「著作人格権」民商 116 巻 4・5 号 586 頁（1997）がある。

8) インドにおける著作権法の系譜は、こうである。英国統治下のインドでは、当初、他の英国領と同様に、英国著作権法（1842 年）が適用されていた。そして、1914 年に英国著作権法（1914 年）に手を加えた新しい著作権法が制定された。独立後の 1957 年、インド著作権法が制定されるが、その背景には英国著作権法（1956 年）の影響があったと考えられている。インドは、イギリス領としてではあるが、国際的な著作権の法律体系に早くから加盟し、そのシステムを経験していた（これに対しアメリカは、1989 年になってようやくベルヌ条約に加盟した）。Mira T. Sundara Rajan 講演録「RILIP インド特別セミナー 伝統と技術：インド著作権法の二面性」季刊企業と法創造 5 巻 3 号 123 頁（2009）参照。

において、インド著作権法57条<sup>10)</sup>の定める同一性保持権が、完全な破壊行為も禁止しているとの解釈を示し<sup>11)</sup>、また、著作者人格権によって文化遺産を法的に保護することが可能であることにも言及し、著作者人格権の文化財保護機能を正面から認めている<sup>12)</sup>。

文化財が著作物である場合、著作者が必ずしもその所有権を有するとは限らない。したがって、著作者が文化財の所有者である場合を除き、著作者人格権の行使は、文化財の所有者からみると、所有権の制限（民法206条）ということとなる。そして、前述のように、著作者人格権の根拠は、文化財保護にも求めることができるかと解すると、かかる所有権の制限は、文化財的利益の確保のために所有権が制限されうる場面だと捉えることができる。

そこで、本論文では、所有権制限法理である著作者人格権の文化財保護機能という側面に光を当てる。各国法の比較は別稿に譲り、フランス法の内容を紹介す

---

9) インド裁判所 HP <http://www.judis.nic.in/scwelcome.htm>（最終閲覧日2009年5月19日）。事案の概要は、こうである。著名なインドの彫刻家であるXはY（国家）の依頼で公共建造物の装飾のために壁面彫刻を制作した。この作品は、後にインドの国宝となった。Yは、展示していた壁面彫刻を展示場所から撤去し、倉庫に保管したが、搬送と保管の過程で作品は著しく損傷を受け、一部が滅失した。これを知ったXが、著作者人格権に基づき、Yに損傷の防止措置等を求めて訴えを提起した。デリー高等裁判所は、著作者人格権を定めるインド著作権法57条を根拠として、1992年5月22日に暫定的差止命令を出し、2005年2月21日にX勝訴判決を下した（No 2074/1992）。本事案では、Xが、文化財保護法ではなく、著作者人格権の規定によるアプローチを試みたことが注目を集めた。

10) インド著作権法57条

(1) 著作物の著作者は、その著作権とは独立して、また当該著作権の全部または一部の譲渡の後も、以下を行う権利を有するものとする。

(a) — 略 —

(b) 当該著作物に関連する変更、切除、改変またはその他の行為であって、著作権の期間の満了前に行われ、かかる変更、切除、改変またはその他の行為がその名誉または声望に悪影響を及ぼす場合に、これらを制限または損害賠償を請求すること。

— 但書は省略 —

訳出に当たっては、(社)著作権情報センター、著作権データベース <http://www.cric.or.jp/db/dbfront.html> を参照した（最終閲覧日2011年11月10日）。

11) 本判決は、「著作権法57条を芸術品の破壊一切除の極限状態であって、著作者の声望に影響を与える創作品の量を減らすものであるのとして—も含むものとして広く解釈する差し迫った必要性がある」としている。

12) Mira T. Sundara Rajan（志賀典之訳）「著作者人格権と文化遺産の保護 — Amar Nath Sehgal v. Union of India —」季刊企業と法創造5巻3号141頁（2009）。

る。フランスは、著作者人格権 (*droit moral*) という概念の起源となった国であり、著作者人格権が制定法で認められるよりはるかに以前から、判例において著作者人格権の概念が発展し、その保護が図られてきている。さらに、文化財ともいうべき著作物の著作者人格権の行使をめぐる判例が蓄積されており、著作者人格権の文化財保護機能を検証するうえで取り上げることが欠かせないからである。

## 2 本論文の構成

本論文では、IIで概論として、著作者人格権の歴史的沿革および国際社会における承認についてみたうえで、その内容を概観し、IIIでフランスの制定法による所有権の制限、IVで著作者人格権の限界について論じ、最後にVで著作者人格権の文化財保護機能について検討する。

## II 著作者人格権概論

本章では、著作者人格権の歴史的沿革および国際社会における承認についてみたうえで、著作者人格権の内容について概観する。

### 1 著作者人格権の起源

著作者人格権が、法的な権利として明確に認められるに至ったのは、19世紀のフランスの判例においてであるが、古代においても、類似の観念は認識されていた。

ここでは、このような類似の概念も含め、著作者人格権の起源についてみていく。

#### (1) 古代から中世

今日では、美術の著作物も文芸の著作物も共に著作物として扱われており、多くの国で、いずれについてもほぼ等しく著作者人格権が認められているが、その歴史を辿ると両者は必ずしも同一の扱いを受けてこなかった。

ここでは、本論文と密接な関連がある美術の著作物の扱いについてみていく。

エジプトには、ピラミッド、彫刻、壁画など古代の驚異的な創造物がある。しかし、当時、これらを製作した者たちは、名もない職人として扱われた。彼らは、創造者ではなく、製作者として扱われた。彼らの作業は、単なる肉体労働とみなされ、見下されていたため、彼らの権利について考えることは思いも及ばないことだった。

このように、今日では美術の著作物として保護されるはずの作品の評価が低かった原因としては、古代の世界における芸術の位置づけもある。芸術は、純粹に機能本位な性質として捉えられており、宗教的なイメージを表わしたり、思想の宣伝をする道具として使われた。作品は、作者自身の思想や感情を表現するものではなく、むしろ、その才能や器用さを示すものであった。そのため、著作人人格権類似の概念が生じる余地はなく、注文者が作品のコントロール権を有し、宗教上、政策上の必要に応じてそれらを改変、破壊した。芸術家を肉体労働者と見なしていたのは、エジプトに限られず、ギリシア、ローマ<sup>13)</sup>でも同様であり、中世までそのような状態が続いた<sup>14)</sup>。

## (2) ルネサンス

ルネサンスの時代になって、この状況に変化のきざしが見えてきた。この時代、芸術が科学から生じたとの主張や、さらに、絵画は科学よりも高尚なものだとの主張がなされた<sup>15)</sup>。このような革命的な変化の結果、芸術家は、雇い主への完全な依存から解放され、独立して自主性を持つこととなった。しかし、このように作品から作者へと優先順位がシフトしたにもかかわらず、作品をめぐる芸術家の法的な状況は変わらなかった<sup>16)</sup>。

---

13) ローマ人の有していた無体所有権の概念は、知的所有権の概念とは異なる。彼らは、物ではなく、権利についてだけ無体の所有権を觀念していた。Gaudrat, Philippe (長塚真琴訳)「著作人人格権の一般理論——フランス法を例に」著作権研究 32号 107頁 (2005)。

14) Kowalski, *A Comparative Law Analysis of the Retained Rights of Artists*, 38V and J. Transnat'l L. 1141, 1142-1143 (2005)。

15) レオナルド・ダ・ヴィンチは、その理由として、科学は客観的だが、絵画は人の天性の才能と結びついていると述べている。

16) Kowalski, *supra* note 14, at 1144.

もっとも、アンシャン・レژیーム下のフランスで、著作者人格権が保護する利益がまったく知られていなかったわけではない。いくつかの特権が、作品の完全性と著作者であることの主張を保証するという考えに言及しているのがその例である<sup>17)</sup>。例えば、1550年、アンリ2世によりパンタグリユエルの出版に関してラブレーに与えられた特権には、再版の前に見直し修正する権利および誤って彼の名が付されている改竄版を排除する権利が含まれていた<sup>18)</sup>。前者の権利は、修正権に相当するものであり、後者の権利は、著作者がその著作物の創作者であることを主張する権利である氏名表示権を消極的な形で保護したものとみることができよう。このように、国王によって与えられた特権には、著作者人格権に類似する権利が含まれていた。

### (3) 18世紀

18世紀——啓蒙主義の時代——に、緩やかな変化が起こった。変化の起爆剤となったのは、人はその労働の果実に対する権利を持つという、ロックの理論である。ヨーロッパ大陸では、作品は、芸術家の人格を反映したものであり、その拡張ととらえられるようになった。また、コモン・ロー法制の下では、作品は、たとえば雇用者のような、創造者以外の者に法的に帰属することはないとされた。作品が、自動的に注文者の所有とされた古い制度からの大きな変化である。ここに、近代法における著作者人格権概念の萌芽をみることができる。

ここで、その例をあげておこう。デリクールは、1725年、パリ高等法院の事件の準備書面において、「原稿は、著作者の人格との関係で、彼にとってまさに固有の財産であり、お金よりも、家具よりも、さらに土地よりも奪うことが許されない」と述べている<sup>19)</sup>。

また、コシュは、1777年の裁決に対する請願書において、「もし神聖で、明白で、異論の余地のない所有権というものがあるとすれば、それは疑いなく、著作

17) Gaudrat・前掲注13) 129頁。

18) HENIRON (M.), *Appoint à l'étude des privilèges de librairie aux XVIe et XVIIe siècles*, R. I. D. A. Janv. 1955 p. 127.

19) Gaudrat・前掲注13) 116頁、F. Feldman & S. Well, *Art Law*, 442 (1986).

者のその作品に対する所有権である……。著作者はその作品の創作者であり、作品は著作者の才能から生まれた子供なのである。したがって、著作者はそれについて、人が通常の方法で獲得する財産に対して持つよりも多くの権利を持ち、作品がもたらす収益も、それがもたらす荣誉や成功と同じく排他的に、著作者に帰属する」(傍線筆者)と主張した<sup>20)</sup>。今日の著作権法における著作者の権利についてみると、著作者は、その著作物を第三者に譲渡した後においても著作者人格権を主張することができる。著作物以外の財産を譲渡した場合には、別段の合意がない限り、譲渡人は当該財産に対し何らの権利も有しないことになるから、著作者はまさに著作物以外の財産に対して有するよりも多くの権利を持つということになる。

フランスで、国王によって与えられた特権に、著作者人格権に類似する権利が含まれていたことは前述のとおりであるが、著作物に対する権利が、法による設定を待たずして認められる権利であると認識されていたことが、ルイ16世の書簡からも見てとることができる。彼は、1776年9月6日の書簡において、「書店の特権は、……正義に基づく恩恵である<sup>21)</sup>。」と述べ、君主の自由裁量行為、すなわち、設定行為ではなく、確認的な性質を有していること暗に認めている<sup>22)</sup>。彼は、タンプルの塔に幽閉されてからこれを認めたわけではない。君主制の礎石を揺るがすものがないときに認めているのである<sup>23)</sup>。

ところで、制定法という点に限って言えば、1789年のフランス革命は、著作権法の概念を進展させるものではなかった。なぜなら、政治革命というイメージが先行するフランス革命は、実際には、法外な社会的経済的コストとみられた諸独占や諸特権の廃止をめざした経済革命でもあった。そして、アンシャン・レジーム下において、芸術家は、教会や貴族の庇護のもとに創作活動を行っており、

---

20) LABOULAYE (E.) et GUIFFREY (G.), *La propriété littéraire au XVIIIe siècle*, 1859, p. 159 et s. ただし、引用は、Gaudrat・前注160頁。

21) POUILLET (E.), *Traité théorique et pratique de la propriété littéraire et artistique et du droit de représentation*, 1908, p. 12.

22) 正義に基づくということは、特権は正義に答えなければならないということである。Gaudrat・前掲注13) 153頁 注) 54。

23) Gaudrat・前掲注13) 115頁。

①その創造物はそれらの庇護者の権力の象徴としての意味を持っていた。さらに、このため、フランス革命前夜に、作家や出版者の特権をより明確に定める様々なオルドナンス、デクレが制定され、そこには、著作者の創作活動から生じる作家の永続する利益の存在も認められていたにもかかわらず<sup>24)</sup>、②これらの利益、すなわち、創作者の自然権としての権利も独占と対になった形でしか理解されていなかった。そのため、立法者は全てを白紙に戻すしかなく、独占の廃止とともに、この権利も失効の危機に瀕したのである。

しかし、こうした状況が続いたのは短期間にすぎなかった。

まず、①については、グレゴワール神父<sup>25)</sup>が、次のような考え方を示した。彼は、「エジプトのピラミッドが専制政治により、専制政治のために建設されたからといって、こうした古代の記念碑的遺跡が取り壊されるべきであろうか。」と問い、後援者の動機がいかにも下劣なものであっても、それが芸術家の品位を落とすことにはならないし、また人間の精神は決して専制政治やその他の主義主張の単なる道具にされることはありえない、と論を進めた。ここでは、教会や貴族などの庇護者の背後にあっても、それが個々の天才の仕事であることが鋭く見抜かれている<sup>26)</sup>。

次に、②については、ル・シャプリエが、創作者の自然権としての所有権は独占なしで存続しうると確信し<sup>27)</sup>、後に有名になった演説において、「あらゆる所有物の中で、最も神聖で最も人格的なものは作品であり、それは作家の思索の果実である……。なぜなら、作品は人格を写す鏡だからである。」と宣言した。1793年、ラカナルは、「あらゆる所有権の中で最も異議を受けがたいもの、……それはもちろん、才能の産物に対する所有権である。そして、もし何かをそれを揺るがす場合、この所有権は、実定法によってその行使を保障されなければならない……。」と付け加えた<sup>28)</sup>。著作者人格権は、所有権の一部の留保ととらえる

24) F. Feldman & S. Well, *Art Law*, 443 (1986)

25) 彼は、革命政府から、「記念碑のラテン語の碑文が反革命的であるという理由で抹消すべきだ」という提案に対応するよう依頼された。

26) サックス・前掲注 6) 31 頁。

27) Gaudrat・前掲注 13) 131 頁。

28) 前注 126 頁。

ことができるから、ラカナルの主張は、今日の著作権法により実現されているといえる。

制定法の内容についてみると、1791年1月19日法は上演権を、1793年7月19日法<sup>29)</sup>は複製権を認めている。ちなみに、1793年法の制定に先立つシャプリエの準備報告書において、著作者の権利は、「すべての財産権の中で、最も神聖で一身専属的」と定義されている<sup>30)</sup>。

しかしながら、1791～93年の立法者は、所有権的排他性の対象となる行為を特定しただけで、それにより保護する利益を明らかにすることはなかった<sup>31)</sup>。このため、フランスの裁判所が、*droit moral*と呼ばれる著作者の人格権を認識するまでにはもうしばらくの年月を要した。

## 2 フランスの裁判例における著作者人格権概念の発展

著作者人格権 (*droit moral*) という概念の、フランス著作権法への登場は、1957年まで待たなければならないが、“*droit moral*” という用語は、すでに1872年に、A. Morillotによって、法律雑誌の中で使われている<sup>32)</sup>。さらに、裁判所においては、それ以前から今日では著作者人格権として認識される権利が保護されていた。

以下では、それらの判例についてみたくて、当時のフランスで著作者人格権概念が発展した理由を考察する。

### (1) 著作者人格権に関する19世紀の裁判例

著作者人格権を認めた最も古い裁判例は、セーヌ民事裁判所の1814年8月17日判決<sup>33)</sup>で、著作物尊重権および氏名表示権にあたる権利を認めた。本判決は、

---

29) Décret du 19 juillet 1793.

30) LIPSZYC (D.), *Droit d'auteur et droits voisins*, 1997, p. 17.

31) Gaudrat・前掲注13) 129頁。

32) MORILLOT (A.), *De la personnalité du droit de copie qui appartient à un auteur vivant*, *Revue critique de législation et de jurisprudence. Nouv. sér* 1872, p. 37.

33) Trib. Seine 17 août 1814, VAUNOIS (L.), *Le droit moral son évolution en France, Droit D'Auteur*, juin 1952, p. 64.

「著作者による作品は、その名を冠して原稿が売られ、引き渡されたときの状態で印刷されなければならない。これらの権利は、著作者の一身専属権で、複製権の取得者にも対抗することができる。」と判示した<sup>34)</sup>。

公表権は、やや遅れて1828年の裁判例に登場する。

他に、著作物尊重権が認められた裁判例としては、1845年の *Marquam v. Lehuby* 事件<sup>35)</sup>がある。事案の内容は、こうである。プロテスタントである著者 *Marquam* が著した歴史・地理に関する書物の中には、宗教上の権利に関する記載があった。出版社は学校<sup>36)</sup>にその書物を販売するために、著作者の許可を得ずに当該記載のあるセクションを削除した。裁判所は、出版社のかかる行為は、著作者の声望を害するとして、出版社に対し原状回復を命じた。

## (2) *droit moral* 概念が発展した理由

このように、19世紀のフランスで、*droit moral* 概念が発展したのには主に2つの理由がある。

まず、第一に、当時の社会の経済的変化があげられる。芸術家は、それまでのように、強大な財力をもつパトロン——王侯貴族や教会——に依存するのではなく、気まぐれな中産階級を顧客とするようになった。彼らが新たな顧客を獲得するには、名誉・声望が必要であった。著作者に無断で改変され、もはや彼らの人格の発露とはいえなくなったような作品が、彼ら自身の作品として世に出るなら、彼らの芸術家としての名誉は容易に害されることとなる。彼らは、商人が商標を守り、フリーライドを防止するのと同様の方法で、自身の名誉を守らなければならなくなった。

そして、第二に、19世紀に展開した内面性を重視するロマン主義の影響があげられる。パトロンによる制約を受けなくなった創作は、芸術家の人格の発露と

34) *Bordeaux*, 24 août 1863 : S. 1864, 2, p. 194. ただし、引用は、*Gaudrat*, 前掲注 13) 130 頁。

35) *パリ商事裁判所* 1845年8月22日判決 (*Trib. com. Paris* 22 août 1845, D. 1845, 4, 435)。

36) フランスでは、1877年に共和派の多数派による政治支配体制が確立され、学校にも非宗教化の波が押し寄せた。本事件は、その前の時期であることから、出版社による書籍の販売先の学校は、カトリックであったものと推察される。

みなされた。世の中は、*droit moral*に共感的になり、ついに、裁判所にも著作権の保護の射程を超える、作品に対する残余の権利を認めさせるに至ったのである<sup>37)</sup>。

財産的権利のみを明文で保護していた当時のフランスの著作権法（1791年法、1793年法）の下で、著作者人格権が保護され得たことは、驚くべきことのようにも思われる。しかし、実際には、1791年法、1793年法の条文は、著作者の人格的利益を否定する趣旨ではなかった。いずれの法も、著作物の利用の排他性を定義するとどまっていたが、その権限が経済的利益を守るためにのみ用いられると明言していたわけではない。そのため、著作者が、このコントロール権を非財産的価値を守るために行使することは妨げられなかった<sup>38)</sup>。そればかりか、立法者が保護される利益の性質に言及していなかったため、保護の手法は広い射程を持つこととなったのである<sup>39)</sup>。

### 3 著作者人格権の国際社会における承認

このように、フランスにおいて発展した*droit moral*の概念は、1928年にベルヌ条約にも取り入れられ<sup>40)</sup>、1948年には12月10日の世界人権宣言において明示的に認められ<sup>41)</sup>、国際社会で承認されるに至った。

### 4 著作者人格権の内容

各国の定める著作者人格権の内容は、ベルヌ条約で認められた氏名表示権、同一性保持権をミニマル・スタンダードとして多様である。氏名表示権、同一性保持権のほかに、作品を公表するかどうかを定める権利（公表権）、著作物の修正をする権利（修正権）、著作物の撤回を認める撤回権、著作物へ接近する権利（アクセス権）、オリジナルが廃棄される前に通知を受ける権利などがあげられる。これらの内容には法制によって幅があり、同じ内容の権利が異なった名称で呼ばれる場合もある<sup>42)</sup>。たとえば、フランスの著作物尊重権は、同一性保持権の内

---

37) Karlen, *Moral rights in California*. 19 S. D. L. Review 675, 683-684 (1982).

38) Gaudrat・前掲注13) 162頁。

39) Gaudrat・前掲注13) 130頁。

容を含むが、それよりも広い内容である。

### Ⅲ 制定法

#### 1 序

Ⅱでみたように、フランスでは19世紀に入ってから、裁判例により著作者人格権が認められるようになった。ここでは、20世紀以降の制定法上の著作者人格権の展開についてみていく。

- 
- 40) 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 (Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works) は、1886年9月9日、文学的及び美術的著作物の権利を有効かつ可能な限り均等に保護することを目的として、10カ国により調印され、9カ国により批准された。そして、1928年の同条約ローマ改正会議において、「著作者人格権」に関する規定が採り入れられた。

本論文の対象である同一性保持権、破壊防止権について、その変遷の概要は次のとおりである。

##### ①ベルヌ条約ローマ会議

イタリア提案には、同一性保持権は、「精神上の利益を害すべき」「一切の変更」と定められていたが、イギリスの強い反対で変更され、「著作者の名誉または声望を害することのある変更」に縮小して認められた。

##### ②ベルヌ条約ブラッセル会議

ハンガリー提案のなかに、いわゆる破壊防止権に言及する提案が含まれていた。著作物の変更のみならず、著作物の廃棄もまた、著作者人格権に侵害を及ぼすというのがその理由である。改正会議において、イギリス、フランスの各代表団は『廃棄』の語を受け入れたが、フィンランド代表団は、北欧諸国の名において、ここでは人格的な見地よりも経済的な見地が問題となっているようであるとして、『廃棄』の語を加えることに反対した。ハンガリー代表団は、議論を長引かせないために提案を撤回した。結局、ローマ規定に、「著作物に対するその他の侵害」が加えられ、権利の存続期間は著作者の生存中に限られることが明らかにされた。

その後、1967年のストックホルム改正会議において、「生存中」の要件が取り除かれた。ベルヌ条約における著作者人格権規定の変遷の詳細については、戸波美代「著作者人格権に関する一考察——法制比較の試み（その一）」筑波法制22号113頁以下（1997）、同「著作物の廃棄と著作人格権」半田先生古稀記念『著作権法とその現代的課題』148-149頁（法学書院、2003）、文部省管理局『著作権関係条約集』1頁（1970）、文部省「著作権関係条約集」（1979）12頁参照。

- 41) 1948年12月10日の世界人権宣言27条2項は、「すべての人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する」と定める。
- 42) 戸波美代「著作者人格権に関する一考察——法制比較の試み（その一）」筑波法制22号118頁（1997）。

20世紀以降も著作者人格権は裁判例において認められており<sup>43)</sup>、1957年3月11日法の制定によって、ついに明文化された。本法の最初の3つの条文がこれを定めている。本論文との関連で重要な著作物尊重権については6条で定められた。これらの規定は、現行の知的所有権法典に引き継がれている。

フランスでは、現在、知的所有権法典 (Code de la propriété intellectuelle) の中に、著作権法が含まれている。同法典は、著作者人格権として、氏名表示権 (121-1条)、著作物尊重権 (同条)、公表権 (121-2条)、修正撤回権 (121-4条) を認めている。著作物の所有者の所有権との関係では、同一性保持権に相当する内容を含む著作物尊重権が重要である。

## 2 保護の対象

著作者人格権が認められるためには、当該作品が、著作物に該当することが必要となる。文化財には、鑑賞のみを目的とする純粋美術のみならず、陶器、装身具、家具など、実用性のある物も含まれるので、これらの、いわゆる応用美術も「著作物」に含まれるかが問題となる。ベルヌ条約ではブラッセル改正条約以降において、保護すべき著作物の例示の中に応用美術が加えられている。ただし、これを保護する法律である著作権法と意匠法との適用範囲や、保護されるための条件については、各国の国内法に委ねられている。

以下では、フランスにおける一般的な著作権の保護の対象についてみたく、応用美術の取り扱いについて検討する。

### (1) 原則

著作権法においては、著作権の保護の対象となる作品についての定義規定はないが、諸権利や著作者人格権の保護についての条文の表現から、創作性のみが著作物の要件となっていることがわかる (知的所有権法典 111-1条<sup>44)</sup>)。また、学

---

43) Sarraute, *Current Theory on the Moral Right of Authors and Artists Under French Law*. 16 Am. J. Comp. L 465, 480 (1968).

44) 知的所有権法典 111-1条

1 精神の著作物の著作者は、その著作物に関して、自己が創作したということにより、排他的ですべての者に対抗しうる無形財産の所有権を享有する。

説・判例ともにこのように解している<sup>45)</sup>。そして、日本法と異なり、著作物の価値や目的の如何を問わないことが明確に定められている<sup>46)</sup>。この条文は、まさに後述の応用美術の保護という文脈において形成されてきたという歴史的な背景を持つ<sup>47)</sup>。

## (2) 応用美術について

以下では、もっぱら鑑賞のみを目的とする純粹美術の対立概念であるとされている応用美術の著作権法上の扱いについてみていく。

### 1) 歴史的沿革

フランスでは、著作権法である 1791 年法、1793 年法より少し遅れて、1806 年に意匠法（以下、「1806 年法」とする）が成立した。そこで、1793 年法と 1806 年法の関係が問題となった。

当時の法律家たちは、1806 年法を 1793 年法の特別法ととらえ、「特別法は一般法を破る」、つまり、1806 年法（意匠法）が適用される場合には 1793 年法（著作権法）は適用されないという立場をとった。そこで、1806 年法の適用範囲を確定する基準、すなわち、美術の著作物と工業意匠の間に境界線を引く判断基準を明らかにする必要が生じ、さまざまな説が主張された。しかし、いずれの説も欠点があった。これらの説への批判を踏まえてプイエ（Pouillet）により提唱されたのが、以下の美の一体性理論である<sup>48)</sup>。

### 2) 美の一体性理論

美の一体性理論は、主に 2 つの内容からなる。第一に、著作物性の判断にあたって、純粹美術と応用美術を区別をせず、応用美術についても特別の要件を課さない。応用美術が著作物性を充たすために、純粹美術の著作物よりも高い要件が

---

45) 「応用美術の法的保護——早稲田大学・北海道大学グローバル COE ジョイント著作権シンポジウム」季刊企業と法創造 5 巻 3 号 44 頁、駒田発言（2009）。

46) 知的所有権法典 112-1 条

この法典の規定は、いずれの精神の著作物についても、その種類、表現形式、価値又は目的のいかんを問わず、著作者の権利を保護する。

47) 「応用美術の法的保護——早稲田大学・北海道大学グローバル COE ジョイント著作権シンポジウム」前掲注 45) 駒田発言 44 頁。

48) 前注 45-46 頁。

必要とされているわけではなく、差別的な扱いはしないということである。第二に、著作権法と意匠法との重複保護を認める<sup>49)</sup>。

著作権法の規定も、次のようになっている。まず、創作性があれば、それが実用品に応用されているか否かを問わず、すべて保護の対象となる。さらに、これを確認する趣旨で、「精神的著作物」の例示として、「応用美術の著作物」（知的所有権法典112-2条(10)）および「服飾および装飾の季節産業の創作物」（112-2条(14)）が、他の具体例と並列的に掲げられている。そして、応用美術の著作物は、しばしば工業的に製造されたり使用されたりするが、そのような利用目的も利用方法も、それのみでは著作権による保護は排除されない。すなわち、応用美術の著作物は、登録を要件として、「図案又はひな型」の創作物として意匠法による保護を受けることができる（511-1条<sup>50)</sup>）が、意匠法による保護は、著作権によって（別途）付与される権利を妨げるものではないことが明記されている（513-2条<sup>51)</sup>）。

このため、応用美術も問題なく著作物性を認められることとなる。ただし、「美の一体性理論」は、すべての応用美術の著作物を著作権によって保護することを正当化するものではない。意匠にあたる著作物には、その機能と分離される特徴がある場合、すなわち、伝統的な表現を使えば、それらの特徴が「装飾的」（ornamental）であると認められる限度において著作権法による保護が可能であり、形態と機能が分離不可能な場合には、著作権法の適用が否定される<sup>52)</sup>。

---

49) POUILLET (E.), *Traite theorique et pratique des dessins et modeles.*—5e ed. Marchal & Godde, 1911. n28.

50) 知的所有権法典511-1条

1) 意匠として保護されるのは、製品の全体又は部分の外観であって、特にその線、輪郭、色彩、形状、又は素材の特徴に由来する外観をいう。特徴は、製品自体の特徴でも、その装飾の特徴でも良いものとする。

2) 製品とは、あらゆる工業品又は手工芸品をいい、とりわけ、複合製品に組み立てられることを意図された部品、包装、表装、グラフィック・シンボル及びタイプフェイスが含まれるものとするが、コンピュータ・プログラムは含まれない。

51) 知的所有権法典513-2条

意匠の所有者は、登録を受けることにより、売買又は譲渡可能な排他権を得るものとするが、これによりその他の法律の規定の適用により生じるいかなる権利——特に、本法典第1編から3編に定める権利——も害されることはないものとする。（傍線筆者）

### 3 権利の内容

著作者人格権のうち、所有権の制限という観点から最も重要な著作物尊重権については、「著作者は……著作物の尊重を要求する権利を享有する。」(知的所有権法典 121-1 条)と定められている。名誉声望要件に対応する権利を制限する要件が設けられておらず、保護の及ぶ範囲は極めて広範である。これは、著作者の同意のない改変や切除があれば、著作者の名誉または声望が害されたかどうかを問題とすることなく、ただちに同権利の侵害を構成しうるということを意味する。また、著作物を物理的に変更しなくても、著作物を置く環境や、展示のしかたの変更も、著作物尊重権の問題となる場合がある。著作物の破壊も著作物尊重権の侵害となりうるのか、条文の文言からは明らかではないが、これを認める裁判例もある<sup>53)</sup>。これらの裁判例の中には、所有者が自治体である場合に、第三者による侵害を防止する義務を認めたものもある。

すなわち、著作物尊重権は、基本的には所有者の権利行使を抑止する制限であるが、例外的に、所有者に積極的義務を認める制限となる場合もある。

### 4 救済

著作者人格権侵害は、民法上の不法行為を構成する<sup>54)</sup>。その救済手段としては、差止請求、賠償請求が認められる。賠償には「現物賠償」と「等価賠償」の2つの方法がある。

現物賠償とは、損害状態を払拭する完全な原状回復をいう<sup>55)</sup>。改変が著作物尊重権侵害にあたる場合には、改変された著作物を改変前の状態に戻すことがこれにあたる。こうした完全な原状回復が可能である限り、原則として、被害者(著作者)は有責者(所有者)に対してそれを要求しうる。しかし、著作物が破壊された場合や、切除を伴う改変など、原状回復が不可能な場合も多い<sup>56)</sup>。このように、現物賠償による損害の払拭が困難な場合には、被害者は、それに代わ

52) 作花・前掲注7) 142頁、A. Lucas & P. Kamina & R. Plaisant, *France*, International copyright law and practice, 34-36 (Mathew Bender, M. Nimmer and P. Geller ed. 2000).

53) 詳細については、後述の裁判例参照(IV 3 ②、③第二番、⑨)。

54) A. Lucas & P. Kamina & R. Plaisant, *supra* note 52, at 134 (2000).

55) 山口俊夫『概説フランス法 下』217-218頁(東京大学出版会、2004)。

る等価賠償を請求することになる。

なお、改変された著作物の原状回復が可能であっても、著作者人格権侵害が、改変のみではなく、改変及び公開によって構成される場合には、原状回復として、改変前の状態に戻すことまでは要求されない<sup>57)</sup>。公開をやめることで、著作者人格権が侵害される状態は除去されるからである。

## 5 権利の放棄

著作権法には、権利の放棄につき明文の規定はない。裁判所は、1957年法で著作者人格権が規定される以前から、著作者人格権を放棄する合意の効力を否定してきた。

例えば、次のような裁判例がある。ミュージックホールに所属する有名な歌手Aは「著作者人格権の名で知られている……すべての権利の利益」を断念していた。Aの相続人がAの著作物の翻案者を著作者人格権侵害で訴えた。裁判所は、「著作者の資格が認められるあらゆる者は著作物尊重権を有しており、契約の相手方が行いたいと考える変形または損傷について予め同意することはできない。」として、譲受人が「必要と判断するような方法で、著作物を変更、改変、追加、置き換え、変質する」権利についての同意を無効とした<sup>58)</sup>。

このように、権利の事前の放棄は認められないが、著作者が自分が約束したことについて承知し、了解している変質に抗議することを断念した場合には、無効性を拡大解釈することは必要ではなく、追認として有効となる余地がある<sup>59)</sup>。

なお、近年においては、一定程度人格権の放棄は承認されている<sup>60)</sup>との評価もある。

---

56) 原状回復が可能な場合としては、切除を伴わずに何かを付加する形の改変が考えられるが、むしろ稀であろう。

57) 後述の裁判例参照 (IV 3⑤)

58) Trib. gr. inst. Seine, 27 mai 1959, R. I. D. A. juil. 1959. 149.

59) クロード・コロンベ (宮澤溥明訳) 『著作権と隣接権』113頁以下 (第一書房、1990)。

60) Sarraute, *supra* note 43, at 481-482.

## 6 著作者人格権の性質と存続期間

フランス著作権法では、著作者人格権は、永続するものと定められている（知的所有権法典 121-1 条 3）。権利は一身に専属し（121-1 条 2）、譲渡不能（§ 121-1 条 3<sup>61)</sup>）とされるが、相続（121-1 条 4）および遺贈（121-1 条 5）は認められ、著作者人格権を行使しうる相続人の範囲については限定がない<sup>62)</sup>。相続人は、自己の利益のためではなく、著作者のために権利を行使しなければならない<sup>63)</sup>。なお、裁判所は、相続人が存在しない場合や、廃嫡された場合、著作者人格権について監督的権限を行使することができる。

著作者人格権は、時効の制約を受けない。これは、著作者人格権自体が時効にかからないということであり、侵害によって発生した具体的請求権は、違反時から時効期間が起算される。

## 7 第三者による権利の行使

著作者が著作物に無関心で、権利を行使しない場合もあるため、文化的利益の確保という観点からすると、公益を代表しうる第三者が権利を行使できることが望ましい。そこで、著作者または相続人以外の第三者が著作者人格権を行使することがいかなる場合に認められるか検討する。

この点、フランスでは、カリフォルニア州美術保護法のような明白な規定ではないが、1957 年法 65 条<sup>64)</sup>が、一定の団体に利益擁護のための訴訟提起を認めて

---

61) 知的所有権法典 121-1 条

2 この権利は、著作者の一身に専属する。

3 この権利は、永続し、譲渡不能で、かつ、時効にかからない。

62) 知的所有権法典 121-1 条

4 この権利は、死亡を理由として、著作者の相続人に移転することができる。

5 この権利の行使は、遺贈規定に基づいて第三者に与えることができる。

知的所有権法典の訳文は、いずれも、大山幸房『外国著作権法令集 フランス編』（著作権情報センター、1996）インターネット版（<http://www.cric.or.jp/gaikoku/france/france.html> 最終閲覧日 2009 年 12 月 26 日）によった。

63) Paris. 9 juin 1964, *J. C. P.* 1965. 14172, note Françon.

64) 1957 年法 65 条

この法律の適用に関する紛争は、この節の以下の規定に従う。

2 正規に設立された職業的擁護団体は、定款により委任される利益擁護のための訴訟を提起する権限を有する。

いる。

著作者が死亡して知れたる相続人がいない場合、その作品である著作物は、パブリック・ドメインに帰すこととなる。第三者がこのような作品の著作者人格権を守るために訴訟を提起する資格を有するか、上記規定の解釈をめぐって問題とされたのが以下の事件である。

ある映画で18世紀の作家の小説のタイトルが使用されたことについて、文学者協会が、著作者人格権に基づく差止め命令を請求した。第一審であるセヌ大審裁判所1959年7月25日決定<sup>65)</sup>および第二審であるパリ控訴院1960年4月4日決定<sup>66)</sup>は、いずれも暫定的差止め命令を出した。「文学者協会の定款は、その目的を、1条1項において『国内外において、フランスの言語及び思想を広め、擁護すること』と定める。これは、同2項の『すべての構成員の諸権利を守り、これらに享受させること』とは区別される。よって、同協会は、その規則によって、その現在および過去の構成員以外についても、1957年法65条における責任を負う。」というのがその理由である。

これらの判断に対しては、文学者協会が、その構成員ではない著作者の死亡後にその著作者人格権を保護する権限をもつという主張は極めて疑問であるという厳しい批判がなされた<sup>67)</sup>。

そして、本案判決においては、1957年法の解釈に基づき、いずれの裁判所も、協会の請求は認容できないとの判断を下した<sup>68)</sup>。

第二審は、「文学者協会が、その職業人の利益のために当事者適格を認められるとしても、それは、その職業の集团的利益の充足と保護のためでしかありえず、集団の利益と一致しない公益の実現のための当事者適格を認めるものではない。それゆえ、文学者協会に、その構成員ではなかった著作者の諸権利を守るための、

---

65) Trib. gran. inst. Seine 25 sept. 1959, Gaz. Pal. 1959. 2. 202.

66) Paris 4 avr. 1960, Gaz. Pal. 1960. 1. 253.

67) Sarraute, *supra* note 43, at 483-484.

68) セヌ大審裁判所1961年11月10日判決 Trib. gran. inst. Seine 10 nov. 1961, D. 1962. 116, note Lyon-Cean, パリ控訴院1964年2月19日判決, Paris. 19 fev. 1964, Gaz. Pal. 1964. 1. 247, 破毀院第1民事部1966年12月6日判決, Cass. 1er Ch. civ. 1 déc. 1966, Gaz. Pal. 1967. 1. 98.

映画の差押えをなす資格は承認し難い。実際、1957年法66条は、著作者および権利所有者（権利承継人：筆者注）のみに偽造物差押えの請求適格を認めている」と判示した。

破毀院は、「1957年法65条は、職業人の利益を守るためにのみ適用され、国家の利益を守るために適用されるものではない。ゆえに、文学者協会は、著作者の著作者人格権を守るための当事者適格を持たない。パリ控訴院1960年4月4日決定は、1957年法65条の解釈を誤ったものである」と判示した。

同条の趣旨は、社会の利益や、構成員である著作者の身代わりとして私益を実現することではなく、一定の職業人の集団の部分的利益を保護することにあるということである。

このように、第三者が、公共の利益を守るために権利を行使することは認められないのが原則である。しかし、視覚芸術品に関するものではないが、これが特別法により例外的に認められる場合がある。1946年10月11日法<sup>69)</sup>(以下、「1946年法」とする)は、公的機関—国家文学基金—を設立し、同基金に法人格を与えている(1946年法1条)。そして、文化芸術省の監督下に置かれた同基金は、文学作品の同一性を、その原産国にかかわらず、著作者の死後および著作物がパブリックドメインに帰した後に保護する義務を負う(同法2条)。パブリックドメインに帰したことが要件なので、相続人等、著作者人格権を行使する者がいる場合には同条の適用の前提を欠く<sup>70)</sup>。

---

69) Loi n° 46-2196 du 11 octobre 1946 créant un centre national du livre.

70) 国家文学基金が、1946年法に基づきヴィクトル・ユーゴーの *Les Misérable* をゆがめた要約の没収を求めた事案において、セヌ大審裁判所(Trib. gr. inst. Seine 15avr. 1964, D. 1964. 746, note Debois.)は、請求を棄却した。1946年10月11日法及び1957年法を合わせて解釈すると、著作者の死後、人格権の性質を有する同一性保持権は、優先権によって、相続人または遺言執行者が行使しなければならない。ヴィクトル・ユーゴーには生存する相続人がいるので、彼らのみが当事者適格を有する、というのがその理由である。著作者人格権は永続するから、それを行使する相続人が生存している限り、パブリックドメインに帰したとはいえないということである。

## IV 著作者人格権の限界

### 1 序

フランスの著作権法は、日本の著作権法20条2項4号のような、一般的な権利制限規定をもたない<sup>71)</sup>。しかし、著作者に絶対的な権利が与えられているわけではなく、いかなる改変もただちに著作者人格権侵害を構成するというわけではない。権利の行使が濫用と評価される場合や、所有権との調整により（両者は重複する場合がある）、権利の行使が認められない場合もある。

そこで、以下では、どのような場合に、著作者人格権侵害が肯定され、また否定されるのか検討する。

形式的に著作者人格権の侵害にあたる行為がなされた場合に、著作者人格権侵害を否定する根拠としては、著作者人格権の濫用という法律構成があり得る。そこで、まず、より一般的な権利濫用理論と著作者人格権との関係を論じ、次に、判例の分析により、著作者人格権侵害の存否の判断にあたってどのような要素が考慮され、どのような法律構成がなされるのか検討する。

### 2 権利濫用論と性質論

フランスの判例および学説は、権利の行使が濫用的に行われた場合には権利者は責任を負うということを一貫して認めている<sup>72)</sup>。しかし、著作者人格権が絶対権であれば、権利の濫用が認められないようにも思われるため、著作者人格権の性質が問題となる。

この点については、古くから議論があり、学説の見解は分かれている<sup>73)</sup>。また、1957年5月11日法制定後<sup>74)</sup>の2つの破毀院判決<sup>75)</sup>に対する学説の評価も分かれている。しかし、いずれの見解によっても、実質的にあまり結論に差はない。

---

71) 視聴覚著作物については知的所有権法典121-5条5が、コンピュータ・プログラムについては121-7条が、それぞれ例外規定を設けている。

72) 藤川純子「フランス法における著作者人格権と権利濫用論」国際公共政策研究3巻2号124頁(1999)。

73) 詳細については、前注124頁以下参照。

74) 同法が制定されるより以前には、著作者人格権の絶対性は認められていなかった。

著作者人格権の絶対性を否定する見解によれば、権利行使の動機が本来の目的から逸脱する場合には権利濫用と判断されるのに対し、絶対性を肯定する見解によっても、権利の本来有する目的から逸脱して行使される場合には、権利行使の要件を充たさない、として権利行使を否定することができるからである<sup>76)</sup>。すなわち、いずれの見解に立っても、著作者人格権侵害を否定することが可能であり、権利濫用論は著作者人格権の限界を画するものといえる。

なお、この点につき、条文に、著作者人格権の行使は自由裁量的ではなく、権利の濫用の概念によって制限できることを付け加えるべきである、との主張もある<sup>77)</sup>。

---

75) 破毀院第1民事部1984年6月5日判決 (Cass. 1er Ch. civ. 5 juin. 1984. D. 1985, *somm.* 312.)

建築家Xは、Aとの契約に基づき建物の設計図を作成した。その後、XA間の契約は解除され、この仕事を引き継いだ建築家Yは、Xの許諾を得ずに設計図を改変し、自己を著作者として表示した。Yに対して、Xは氏名表示権等の侵害を理由として訴えを提起した。

第一審は、著作者人格権の侵害に基づく損害賠償を認めた。控訴審は、当事者双方の過失によって当初の契約が解除されたことを考慮するならば、改変についての許諾を拒否することはできなかつたはずだとして、損害賠償を減額した。破毀院は、創作的な著作物の著作者による著作者人格権の行使は、絶対的性質のものであり、その行使は裁判官によって正当性を評価されることを免れると判示して、原判決を破毀した。

破毀院第1民事部1991年5月14日判決 (Cass. 1er Ch. civ. 14 mai 1991. *Chiavario, Revue trimestrielle de droit commercial et de droit économique com*, 1991, p. 592.)

Xは、長年Y社の従業員として、職務上Yのために一定数の劇画を描いてきた。これらの劇画は、Xがそのストーリーを考案し、Aが作画を担当したものであった。その後、Xは、Y社から解雇された。Xは、Y社に対して、以後、Xが著作者または共同著作者である著作物を許諾なしに出版することを禁止するという通知を行った。それにもかかわらず、Y社は、XとAが共同著作者である作品集の再版を発行した。Y社は使用料の支払いを申し出たがXはこれを拒否し、出版された作品集の差押さえおよび損害賠償を求めて訴えを提起した。

Xの主張は、著作者は著作物の利用権の譲渡後であっても、譲受人に対する損失補償を条件として、修正撤回権(1957年法32条、知的所有権法典121-4条)を行使できるというものであった。これに対し破毀院は、「1957年法32条の目的とは無関係である(YのXに対する報酬が不十分であるとの)動機は、その利益にかかわらず、条文の規定から逸脱しており、条文が規定する権利の濫用的行使である」と判示した。

76) 藤川・前掲注72) 125頁。

77) コロンベ・前掲注59) 103頁。

### 3 裁判例

ここでは、美術の著作物や建築の著作物の破壊、改変や、改変された著作物の公開が著作物人格権侵害となるかが争われた事案をとりあげて検討する。

- ① ヴェルサイユ大審裁判所 1932年6月23日判決<sup>78)</sup>、パリ控訴院 1934年4月27日判決<sup>79)</sup>(ジュビジーのフレスコ画の事件<sup>80)</sup>)

ジュビジーの小教区の司祭であるAは、その発意により、画家であるXらに対して、サン・ドミニク教会の壁を飾るためのフレスコ画の製作を依頼した。しかし、完成したフレスコ画は、教会の神聖さにふさわしくないように思われ、教区民の趣味にも合わなかった。そのため、教会堂の所有者であるYは、Xらに相談せずにフレスコ画の描かれた壁を塗りつぶした。Xらは、著作物尊重権が侵害されたと主張してYに対して訴えを提起した。

なお、Aは、Yの代表者である司教を代理する資格を有しておらず、絵画の制作は、Yの許可なく、また、Yの知らないうちになされた。

第一審は、Xに、フレスコ画の破壊に同意するか、または作品を何らかの方法で持ち去る機会を与えるための通知をせずにフレスコ画を消し去ってはならない、と判示し、Yに1フランの損害賠償を命じた。

これに対し、控訴審は、次のように判示して、原審を取消した。所有権は、その本来の属性として、その所有物を自由に使用し破壊する権限を含む。そして、Yの行為は悪意または害意によるものではない。したがって、Yが司教区のものであるジュビジーのサン・ドミニク教会の絵画を塗りつぶしたという行為は、その絵画が教会堂の所有者であるYの許可なく、また、Yの知らないうちに描かれたために、過失があったとは認定し難い。また、XらとYの間には何らの法律関係もない。

- ② コンセイユ・デタ 1936年4月3日判決<sup>81)</sup>、モンペリエ県参事会 1936年12

---

78) Trib. gr. inst. Versailles 23 juin 1932, *D. H.* 1932. 487.

79) Paris 30 mai 1962, *D. H.* 1962. 570.

80) 本判決に関する邦語文献として、コロンベ・前掲注59) 114頁がある。

月9日判決<sup>82)</sup>(ルシロンの泉の事件<sup>83)</sup>)

Baixasの村(Y)の村役場は、彫刻家Xに泉の制作を依頼した。この記念物は、メンテナンスの欠如、悪天候および人々の悪戯によって損傷した。そのため、村役場はこれを取り壊した。Xは、メンテナンスなど必要な仕事をしないというYのフォートによって著作者人格権が害されたとして、Yを相手方としてコンセイユ・デタに提訴した。

まず、管轄に関する紛争となった。コンセイユ・デタは、芸術家としての名声が、作品の破壊によって害されたことによる損害賠償請求についての判断は、相手方が地方公共団体であっても、県参事会<sup>84)</sup>の管轄に属すると判示した。また、政府委員は、公共団体が美術の著作物を購入した場合には、「公共団体は社会全般の権益における著作物の番人であるので、個人の場合以上に、著作権に侵害がもたらされないように監視しなければならない」と指摘した。

モンペリエ県参事会は、「芸術家はその作品に対して有する *droit moral* は絶対的なものであり、作品が譲渡された後であっても、その作品の元の状態および細部が保存されなかったことで名声が害され、損害が生じた場合には損害賠償請求ができる。いわんや、作品を保護する責任のある者の過失によって、完全に破壊された場合は、もちろんである。」と判示し、上記政府委員の理論を採用して、Yに対して5,000フランの損害賠償の支払いを命じた。

本判決は、故意による破壊行為のみならず、村の子供達による損傷行為を放置していたことも問題としており、著作物の所有者である公共団体に、著作物を改変しないという「不作為義務」のみならず、侵害を防止する「作為義務」まで認めている。

③ パリ大審裁判所 1974年5月14日判決、<sup>85)</sup>パリ控訴院 1975年6月10日判決<sup>86)</sup>(スクリブ事件)

---

81) Cons. d'Et. 3 avr. 1936, D. 1936. 3. 57.

82) Cons. de prefecture de Montpellier 9 Décembre 1936, Gaz. Pal. 1937. 1. 347.

83) 本判決に関する邦語文献として、コロンベ・前掲注59) 115頁がある。

84) フランス革命時の共和Ⅷ年雨月28日の法律に基づき各県に設置され、行政裁判の審理にあたった諮問的行政機関。

スクリプ(X)は、1971年3月8日、Yとの間で、商業センターの装飾のために泉を制作する契約を締結した。Xが制作したこの泉は、1972年5月25日にYに引き渡された。1973年の初めに、泉の所有者であるYは、Xに通知することなく、これを建物ごと破壊してしまった。そこで、Xは、著作者人格権が侵害されたとして、Yに対して損害賠償を求めた。

第一審は、著作物と著作物が設置されている環境との間には密接な関係があるという理論を排除してXの請求を棄却した。この理論を採用すると、著作物が処分不可能となり、所有権の本質的属性である財産の自由処分権を所有者から剥奪することになるというのがその理由である。本件においては、Yの行為によって、著作者人格権と所有権の間の必要な均衡は破られていないと判断された。

第二審は、予測不可能な不可抗力による事情もないのに、Yが、その完成からわずかの期間で著作物を破壊したことは、著作者人格権の侵害となることを免れないと判示して、第一審を取消し、Yに対して1万フランの損害賠償の支払いを命じた。

本事案では、第一審は、著作物の所有者の権利を優先させ、第二審は著作者の人格権を優先させたことになる。第二審では、予測不可能な不可抗力によって必要性が生じたかどうか、が考慮されている。

なお、本事案では、泉の破壊を禁止することは、商業センターの破壊をも禁止することになり、泉についての著作者人格権の行使が、泉のみならず、商業センター全体の所有権の行使も制限することになるという事情があった。かかる場合、商業センターの所有権の制限は、外在的な要因によることになり、文化財保護法における面の保存<sup>87)</sup>と類似の所有権の制限といえる。

④ グルノーブル行政裁判所 1976年2月18日判決<sup>88)</sup>(グルノーブル公園の事

---

85) Trib. gr. inst. Paris 14 mai 1974, *R. I. D. A.* avr. 1975. 219, COLOMBET (C.), *Propriété littéraire et artistique et droits voisins*, 1988, p. 142-43.

86) Paris 10 juillet 1975, *R. I. D. A.* jan. 1977. p. 114.

87) 大沼・前掲注2) 11頁。

88) Trib. Adm. Grenoble 18 février 1976, *R. I. D. A.* jan. 1977. 166, note A. Francon. 本判決に関する邦語文献としては、コロンベ・前掲注59) 116頁がある。

件)

Xによって、グルノーブル市民公園に彫刻が創られた。これは、1967年の文化シンポジウムのために創られたもので、使用されなくなった線路を横切るものであった。Xの所有権は、契約によって放棄され、彫刻は最終的にはグルノーブル市(Y)の所有物となった。この彫刻は、子供の遊び場になっていたが、材質が急激に変質したため、Yは、危険であるという理由によって、この彫刻を破壊した。そこで、Xが、Yを著作者人格権侵害で訴えた。

裁判所は、次のように判示して、請求を棄却した。

1957年3月11日法により保護される著作者人格権は、永続的で一身専属的である。しかし、市長に、市民の安全を保障するために必要なあらゆる措置を執る義務を認めた地方自治法典97条の規定を妨げることはできない。著作者が使用した素材に内在する欠点により、その補強工事の実施は不可能であった。したがって、Yの行為は公衆の安全のための必要性に基づいている。

ここで、裁判所は、③スクリブ事件と同様の要素を考慮している。危険が生じたにもかかわらず、素材の欠点により補強工事が不可能なことが理由として掲げられており、不可抗力による必要性があったかどうか判断されている。

⑤ セーヌ大審裁判所1960年6月7日判決<sup>89)</sup>、パリ控訴院1962年5月30日判決<sup>90)</sup>、破毀院1965年7月6日判決<sup>91)</sup>(バルナール・ビュッフエの事件)。

画家であるビュッフエ(X)は、Aの依頼により、冷蔵庫の装飾を行った。Xは、冷蔵庫の上部、両脇、3枚のドアの合計6枚のパネルに絵を描き、それが全体として1つの芸術作品であることを示すために、一箇所だけにサインをした。作品は「果物の静物画」と名づけられた。この冷蔵庫は、他の美術の著作物と一緒にオークションにかけられ、1万1,000フランで売却され、その収益はAに寄贈された。その数ヵ月後、Xは、オークションのカタログで「メタルに描かれた絵」が出品されているのを見つけた。それは、冷蔵庫の6枚のパネルのうちの

89) Trib. gr. inst. Seine 7 juin 1960, *D.* 1962. 570.

90) Paris 30 mai 1962, *D.* 1962. 570.

91) Cass. 1er Ch. civ. 6 juillet 1965, *Gaz. Pal.* 1965. 2. 126.

1枚、ドアの部分で、所有者であるYが出品したものだ。Xは、Yにパネルの販売の差止めを求めて訴えを提起した。

本案に先立ち、Yは冷蔵庫の他の部分を手放さないよう差止命令を受けた。

第一審は、Yに新1サンチーム<sup>92)</sup>の損害賠償を命じ、Yが切断した著作物の一部を公開の場所に展示することのみを禁止し、任意売買については禁止しなかった。パネルがYの財産であることを理由に、係争となっているパネルの復元も認められなかった。

控訴審は、「取得者が取得した著作物を金儲けの対象とすることを禁止すべきではない（現状のまま手放すことは許される）にしても取得者は以上に述べたような条件において著作物を公表したことによって、所有権行使の濫用を行っている」と判示して原判決を支持した。

破毀院は、破毀申立てを斥け、「著作者は、美術の著作物の著作者に帰属している著作者人格権によって、著作物が公衆に発表された後に、変質または損傷されないように監視する権能を与えられている。本件の場合、控訴院の指摘によれば、当該著作物は選択された題材と創作の方法において、単一性を構成しており、したがって、取得者は、冷蔵庫のパネルを切断することによって、著作物を損傷したことになる。」と述べた。

⑥ パリ大審裁判所1990年4月4日判決<sup>93)</sup>、パリ控訴院第1民事部1990年7月11日判決<sup>94)</sup>(シャンゼリゼ劇場の事件)

シャンゼリゼ劇場(以下、「本件劇場」という)は、ペレ三兄弟(オーギュスト、ギュスターブ、クロード)により設計され、ブルデルなどが美術を担当し、1913年に完成し、Yの所有に帰した。本件劇場は、1957年12月11日アレテによって、1913年12月31日法1条の定める歴史的記念物に指定された。

Yは、本件劇場のテラスに広いレストランを作ることを決め、1988年6月27

---

92) 1960年1月、デノミネーションの実施により、それまでの1フランが1サンチームになった。

93) Trib. gr. inst. Paris 4 avril 1990, 145 R. I. D. A. juil. 1990, 386.

94) Paris 11 juillet 1990, 146 R. I. D. A. oct. 1990, 299.

日、同法の定める文化大臣の許可を得たが、Xら（ペレ兄弟の相続人等）はこの工事が著作者人格権を侵害するとして原状回復等を請求して訴えを提起した。

第一審は、「建造物は、単に芸術的な目的だけではなく、実用的な目的のために創られる。したがって、芸術的創造に必要な保護と、建築物を適合させる必要性を比較衡量しなければならない。比較衡量にあたっては、社会的必要性、建築の構想、当該作品に対する様々な制限を考慮すべきである。本件工事は、作品を実質的に歪めるものではなく、ファサードが面するモンテーニュ通りからも、ごく部分的に見えるにすぎないし、必要な改良である。」と判示して、原状回復請求を棄却した。

控訴審は、「レストランは、劇場のファサードから18メートル後退して建てられ、コーニスに囲まれ、劇場の低い部分からは見えず、モンテーニュ通りからも、ごく部分的に見えるにすぎない。本件工事は、著作物尊重権を侵害するものではない」として、原審を支持した。

⑦ 破毀院第1民事部1987年12月1日判決（リールの公会堂事件）<sup>95)</sup>

建築家Xが設計した公会堂の内装が所有者Yによって、元の設計と変えられた事案において、XがYに対し、著作者人格権の侵害を理由として損害賠償を求め訴えを提起した。

原審は次のように判示した。

著作者人格権は、建物の用途に合った利用と矛盾する。Xに無断でなされた内装の変更—丸天井のある部屋への設備の設置等—は、Xがデザインしたオリジナルの調和を壊し、その作品である建築物の美観を損なうものであり、Yが主張する技術上の必要性は何ら立証されていない。よって、Yに対する、Xの建造物についての権利の行使は正当である。

上告審では、原審が支持され、破毀申立ては棄却された。

⑧ パリ大審裁判所1989年3月29日判決<sup>96)</sup>、パリ控訴院1990年5月15日判

---

95) Cass. 1er Ch. civ. 1 déc. 1987. R. I. D. A. avr. 1988. 137.

決<sup>97)</sup>、破毀院 1992年1月7日判決<sup>98)99)</sup>

建築家 X が、Y による建物の改造により同一性保持権が侵害されたと主張して訴えを提起した。

第一審では、Y による2つの部屋の追加は X の作品を変質させたとして、Y に1フランの損害賠償を命じた。

控訴審は、建築家に注文される著作物が実用性を有するものである場合、建物の所有者は、新たな必要性に応じて改変を加える権利を当然に有するとして、問題とされた改変は必要性があったし、ほとんど目に付かないものであって、デザインを著しく害するものではないことから正当であると判断し、原判決を取消した。

上告審では、控訴審が支持され、破毀申立は棄却された。

⑨ パリ控訴院判決<sup>100)</sup> (Tissinier v. Tremblot nRG 92-22712、94-9787 未公開)

屋根に彫刻のあるホテルの建物を買い取った X が、これを邸宅として使用するために全面的な改装をした。その際、この彫刻を破壊したため、彫刻の著作者である Y が、著作者人格権が侵害されたと主張して訴えを提起した。

裁判所は、作品と、作品が特定の商業目的用の建物に設置されたこととの密接なつながりを強調し、この場所を選択したことは、もとの商業利用に変化が起きた場合に影響を受けるという「作品の本質の継続についての何らかのリスク」を黙示に引き受けたといえるとして、使用目的の変化による彫刻の撤去の必要性を認めた。しかし、X が、作品を少なくとも部分的に保存しようともせず、著作者に連絡をとるための真摯な努力もせずに作品を破壊したことには過失が認められるとして、著作者人格権侵害を認め、X に対して10万フランの損害賠償の支払いを命じた。

---

96) Trib. gr. inst. Paris 29 mars 1989D. 1990, Somm. 54, note C. Colombet.

97) Paris 15 mai 1990. 47 R. I. D. A. 1991, 311.

98) Cass. 1er Ch. civ. 7 janv. 1992. D. 1993, Somm. 88, obs. C.

99) 本判決に関する邦語文献として、コロンベ・前掲注 59) 44-45 頁がある。

100) R. I. D. A. janv. 1995. 148-51. note Kerever.

#### 4 分析

これらの裁判例から、フランスの著作権法には、日本の著作権法 20 条 2 項 4 号に該当するような一般的な権利制限規定がないが、著作物の改変や破壊があった場合に、直ちに著作物尊重権侵害を構成するわけではないことがわかる。

そこで、(1)著作者人格権侵害の有無の判断にあたって考慮される要素と、(2)破壊や改変などがあってもかかわらず、著作者人格権侵害を否定するのにどのような法律構成がなされているのかを見ることとする。

(1)について

⑤、⑦および⑧第一審では、A.「侵害の強度」が問題とされた。すなわち、⑤では単一性を構成しているパネルを切断したという点、⑦では、オリジナルのデザインの調和を壊し、美観を損なうという点、⑧第一審では、2つの部屋を追加したことが作品を変質させたという点に、⑧第二審では、改変が著しくデザインを害するものではない点および改変がほとんど目に付かない点に言及がなされている。

⑤第一審、⑥および⑧第二審では、改変に対する B.「公衆アクセス性」が問題とされた。すなわち、⑤第一審では、切断されたパネルがオークションに出品されたという点、⑥では、レストランが、劇場のファサードから後退してつくられたことや、ファサードの面した通りからごく部分的にしか見えないこと、コーニスに囲まれている点に言及がなされている。

③第二審、④、⑥、⑦、⑧、⑨では、C.「侵害行為の必要性」が問題とされた。③第二審では予測不可能な不可抗力による事情がないこと、④では、安全性に問題があって、素材の欠点により補強工事が不可能であったこと、⑥ではレストランの必要性、⑦では技術上の必要性がないことに言及がなされている。

⑥第一審、⑦第二審および⑨では、D.「著作物または著作物が付加された財産の性質」が問題とされた。⑥第一審では、建造物は実用的な目的のために創られること、⑦第二審では、著作者人格権と建物の用途にあった利用が矛盾すること、⑨では著作物が商業目的の建物に設置されたことに言及がなされている。著作物が建造物であったり、建造物に設置された場合、実用目的との衝突から、将来改

変等の必要性が生じる潜在的な可能性が存在すると見ることができるから、これは、広義の必要性と見ることもできる。

著作物が、彫刻などの単に鑑賞のためのものではなく、建物など実用目的であることや、著作物が他の実用目的の財物と一体となり、著作者人格権の行使が他の財物の所有権を制限する結果になることは、著作者人格権の行使を否定する方向に働く要素となっている。

②では、地方公共団体というE「所有者の属性」に言及がなされている。ここでは、権利の行使を抑止する制限に加え、作為義務も認められており、かかる属性は、著作者人格権による所有権の制限の態様に影響を及ぼす要素であるといえる。

①第二審では、教会堂の所有者に無断で絵が描かれたというF「著作物が付加されるに至った事情」が考慮されている。

①第一審では、著作者に通知をしなかったこと、③第2審では完成からわずかの間で破壊したことG「侵害行為に至るまでの事情」が考慮されている。

いずれも、所有者の利益と著作者の利益を衡量するための要素である。

これらのうち、文化的利益の確保と密接に関連するのはA、Bの事情である。まず、Aについてみると、文化財が改変、毀損された場合、その程度が大きいほど、文化的利益が失われる。Bについては、主に文化財の活用と関連する。文化財の改変等によって、文化財の保存による利益は、公衆アクセス性の有無にかかわらず害されるが、文化財の活用による利益は、公衆アクセス性に比例して、侵害の程度も高くなる。

その他の事情は、客観的な文化的利益への影響という観点とは直接の関連性がない。C、Dは、もっぱら所有権との調整を図る要素である。Eについてみると、文化財である著作物が毀損、改変された場合、所有者が公共団体等であっても、私人であっても、文化的利益が害されるという点では相違はない<sup>101)</sup>。また、F、Gについてみると、所有者が著作物を破壊する前に著作者に告知をしたかどうかは、文化財としての客観的価値が損なわれる程度に影響はないし、著作物の改変

---

101) ただし、国や公共団体の所有物の方は、私人の所有物に比して、活用される機会と考えれば、間接的な関連性はあるといえる。

にあたり、所有者の許可を得たかどうかも、文化財としての客観的価値の変化とは関わりがない。つまり、文化的利益がどの程度損なわれたかとは関連がない。

以上をまとめると、著作者人格権侵害の有無を判断するにあたって、裁判所が考慮している要素の中には、文化的利益の侵害の程度と密接に関連する要素と、そうではない要素がある。

(2)について

①、③第一審、⑤第一審では、所有権の範囲内という構成で侵害を否定している。ただし、⑤第一審は、切断したパネルを公開することについては著作者人格権の侵害とした。⑤第二審では、侵害を構成する理由として、「所有権の濫用」にあたりと述べている

このように、フランスの裁判所は、様々な要素を考慮しているが、概括すると、軽微なまたは必要な改変に関しては著作者人格権を制限している<sup>102)</sup>。つまり、著作者人格権規定の解釈に当たり、不文の権利制限を認めているのである<sup>103)</sup>。

建築物については、その性質から生じる改変の必要性から、所有者による改変が認められやすいといえるが、裁判所が、常に著作者である建築家の同意を得ずに建物に変更を加える所有者に有利な判断をするわけではない<sup>104)</sup>。

## 5 小括

ここまで見てきたように、著作者人格権の行使には限界がある。ひとつは、権利濫用の禁止という著作者人格権に内在する制約であり、もうひとつは、所有権との調整である。後者は、1つの物に、有体物としての価値と、無形的価値が並存していることから生じる制限である。

---

102) Kowalski, *supra* note 14, at 1166.

103) Hawkins, *Substantially Modifying the Visual Artists Rights Act: A Copyright Proposal for Interpreting the Act's Prejudicial Modification Clause*. 55 UCLA L. Rev. 1437, 1472 (2008).

104) Kowalski, *supra* note 14, at 1170.

## V 考察

### 1 著作者人格権の文化財保護機能

フランスにおける著作者人格権は、以下の点において、文化財の保護に資する。フランスでは、伝統的に、著作者人格権が自然権として認識されており、保護の対象となる著作物の範囲は広い。創作性のみが著作物の要件となっており、応用美術についても、意匠法との重複保護を認め、著作物性を認めるにあたり純粋美術と異なる要件を設けることをしない。また、日本の著作権法20条2項4号のような、明文の一般的な権利制限規定は存在しない。

創作性のみが著作物の要件となっていることの当然の帰結として、新しい物も対象となり、他方、権利の存続期間に限定がないことから、古い物も対象となる。したがって、法制度上は、幅広い年代の文化財が対象となり得る。

著作者人格権による所有権の制限は、所有権の内容の制限であり、基本的には所有者の権利行使を抑止する制限であるが、所有者に著作物の積極的義務が認められる場合もあり、この点に着目すると、一定の文化財保護機能を期待することができる。

フランスの著作権法には、カリフォルニア州美術保護法のような公共の利益への言及はないが、著作者人格権の行使期間が限定されていないことや、特別法によって、一定の著作物について公的な機関による権利行使を認めているなど、著作者の人格的利益の保護だけでは説明のつかない規定もあり、社会の利益の確保という隠れた立法目的の存在が推認できる。

### 2 著作者人格権による文化財保護の限界

しかしながら、以下のような限界もある。①所有権との調整という限界、②著作者人格権の本来の趣旨から来る限界、そして、③実質的な権利行使可能性という限界である。

#### (1) ①について

文化財の所有者の利益との比較考量により、所有権の行使が優先される場合が

ある。前述のように、フランスの著作権法には、一般的な権利制限規定はないが、著作物の改変が、必ずしも、ただちに著作者人格権の侵害となるわけではない。裁判所は、侵害の有無の判断にあたり、例えば、著作物の実用性などの諸要素を考慮して、所有権者の利益との調整を行っている。そして、所有者（又は利用者）の利益を優先すべきとの判断がなされれば、さまざまな法律構成を用いて著作者人格権侵害の成立を否定している。

つまり、広く著作物性を認め、権利があるのかないのか、という著作物性の認定においては平等原則を採用し、恣意的な基準に基づく保護の全否定を回避し、侵害の有無のところで柔軟な判断をするという構造となっている<sup>105)</sup>。

その判断にあたっては、利用者の権利、すなわち所有権と著作者人格権の調整問題として対応している。そして、判例の分析からもわかるように様々な要素を考慮して侵害の有無が判断されている。そこでは、著作者人格権が、所有権を制限する法理であることが明確に認識されている。

この点に着目すると、著作者人格権による所有権の制限は、所有者によって予測可能性の低い所有権の制限と評価できる。

## (2) ②について

著作者人格権は、著作者の精神的利益を保護することを本来的な目的としているため、著作者自身が破壊・改変する場合や、第三者による同様の行為を許容する場合には、著作物を保護することはできない。

## (3) ③について

著作者人格権は、権利行使の存続期間が限定されていない。しかしながら、第三者による行使が原則として認められていない現状においては、実質的な権利行使の可能性は限定的である。著作者の相続人が存在しない場合もあるし、相続人が存在するとしても、著作者からの血縁が遠くなるほど、権利に無関心になる場合が多いと考えられるからである。したがって、古い文化財の保護については実

---

105) 「応用美術の法的保護——早稲田大学・北海道大学グローバル COE ジョイント著作権シンポジウム」前掲注 45) 37 頁以下。

質的な限界がある。

### 3 残された課題

本論文では、フランス法を素材として、著作者人格権の文化財保護機能を検証した。今後は、他の国の著作権法についても検証し、著作者人格権による所有権の制限の比較法的考察を行いたい。